

森林除染の推進を求める意見書

東京電力福島第1原子力発電所事故から5年が経過しましたが、原子力災害は今なお、収束していません。

被害は被災地に深く刻み込まれており、この事故によって飛散した放射性物質は住民の皆様の平穏な暮らしと恵み豊かな土地を奪い去ってしまったばかりでなく、地域の復興を妨げる最大の要因となっています。

原発事故によって奪われた安寧な生活を取り戻すべく、放射性物質の除染、除去に取り組んでいただいているところでありますが、森林は伊達市で大きな面積を占めており、その除染は絶対不可欠な行程であり、安全で安心な暮らしの再建と地域産業再生のためには、汚染されたすべてについて、徹底した除染が必要であるとの思いを強くするものです。

ところが、環境省は平成27年12月21日、生活圏から20メートル以上と、日常的に人が立ち入らない大部分の森林除染を行わないとの方針を示したことには、強い落胆と憤りを感じざるを得ないところです。

森林が、水源であること、長い時をかけて保育された地域材の生産基盤であること、野生鳥獣の生息場であること、生活文化である狩猟や野生きのこの採取の場であることを知る住民にとって、暮らしと一体の森林の除染は絶対に必要であります。

よって、森林の除染についても国が責任を持って、早期に実施するよう、下記の通り強く要望いたします。

記

1、森林全体の除染方針と住民への理解促進について

森林に放射性物質を放置することなく、空間線量率のモニタリングや放射線量を低減させるための調査・研究及び実証事業に取り組み、市民の不安解消や復興再生につながる森林全体の除染方針について、実効性のある方策の構築に向けた取り組みを進めていくこと。

2、森林からの放射性物質の流出防止対策について

地域の実情に応じた具体的施策を速やかに構築するとともに、実施に向けてロードマップを早急に示すこと。また、施策展開に必要な財源を措置すること。

3、森林の再生対策について

放射性物質対策と森林整備を一体的に行う森林再生には、長い年月を要することから、継続的な財源確保を図ること。また、狩猟や山菜・きのこの採取が減少したこと、野生鳥獣による農産物への被害が増大していること等を勘案し、地域の実情に応じたところの森林の再生をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

福島県伊達市議会議長 安藤 喜昭

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
復興大臣	高木	毅	様
農林水産大臣	森山	裕	様
環境大臣	丸川	珠代	様